

三〇十一 (略)	<p style="text-align: center;">定する工業専用地域に 設置するものを除 く。に限る。)</p>
-------------	--

備考 この表において「特別地域」とは、次に掲げる区域をい
う。

- 一 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条
約(昭和五十五年条約第二十八号)第二条1の規定により
指定された湿地の区域
- 二 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公
園又は同条第二項の規定により指定された国定公園の区域
- 三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定に
より指定された鳥獣保護区の区域
- 四 大分県立自然公園条例(昭和三十二年大分県条例第七十
四号)第五条第一項の規定により指定された県立自然公園
の区域
- 五 大分県自然環境保全条例(昭和四十七年大分県条例第三
十八号)第二条第一項の規定により指定された県自然環境
保全地域の区域
- 六 国際連合教育科学文化機関により認定された生物圏保存
地域における核心地域及び緩衝地域の区域

別表第一の二(第三条の二関係) (略)

別表第二(第四十四条関係)

一〇五 (略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">対象事業の 区分</td> <td style="width: 50%;">事業の諸元</td> </tr> <tr> <td>六 一の別表第 一項の二の 当は又の該 すにに該 する対</td> <td>対象事業の位置</td> </tr> </table> <p>新たに太陽光発電所の 用に供される敷地とな る部分の面積が変更前 の当該敷地の面積の十 パーセント未満であ</p>	対象事業の 区分	事業の諸元	六 一の別表第 一項の二の 当は又の該 すにに該 する対	対象事業の位置
対象事業の 区分	事業の諸元				
六 一の別表第 一項の二の 当は又の該 すにに該 する対	対象事業の位置				
	<p>手続きを経ることを要し ない変更の条件</p>				

三〇十一 (略)	<p style="text-align: center;">定する工業専用地域に 設置するものを除 く。に限る。)</p>
-------------	--

(新設)

別表第一の二(第三条の二関係) (略)

別表第二(第四十四条関係)

一〇五 (略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">対象事業の 区分</td> <td style="width: 50%;">事業の諸元</td> </tr> <tr> <td>六 一の別表第 一項の二の 当は又の該 すにに該 する対</td> <td>対象事業の位置</td> </tr> </table> <p>新たに太陽光発電所の 用に供される敷地とな る部分の面積が変更前 の当該敷地の面積の十 パーセント未満であ</p>	対象事業の 区分	事業の諸元	六 一の別表第 一項の二の 当は又の該 すにに該 する対	対象事業の位置
対象事業の 区分	事業の諸元				
六 一の別表第 一項の二の 当は又の該 すにに該 する対	対象事業の位置				
	<p>手続きを経ることを要し ない変更の条件</p>				

象事業	七〇十二 (略)	備考 この表において「特別地域」とは、別表第一の備考に規定する特別地域をいう。	対象事業の区分	事業の諸元	対象事業の位置	備考 この表において「特別地域」とは、別表第一の備考に規定する特別地域をいう。
			一〇五 (略)	対象事業の区分	事業の諸元	対象事業の位置
			対象事業の区分	事業の諸元	対象事業の位置	備考 この表において「特別地域」とは、別表第一の備考に規定する特別地域をいう。
			対象事業の区分	事業の諸元	対象事業の位置	備考 この表において「特別地域」とは、別表第一の備考に規定する特別地域をいう。

象事業	七〇十二 (略)	(新設)	対象事業の区分	事業の諸元	対象事業の位置	備考 (新設)
			一〇五 (略)	対象事業の区分	事業の諸元	対象事業の位置
			対象事業の区分	事業の諸元	対象事業の位置	備考 (新設)
			対象事業の区分	事業の諸元	対象事業の位置	備考 (新設)